

# 第557回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年11月10日（金）

午前9時30分

場所 霞ヶ浦導水工事事務所

高浜監督員詰所 2階 会議室

茨城県石岡市三村6580

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案）について

【協議】

(2) 漁業権に係る資源管理状況等の報告について【報告】

(3) 第15期茨城県海面利用協議会初会議及び霞ヶ浦北浦海区部会の結果について【報告】

(4) その他

7 閉 会

第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案）について

海区漁場計画は、漁業法第62条に基づき、水産資源の持続的な利用と水面全体の最大限の活用、水産動植物の生育環境の保全等に向け、都道府県知事が5年ごとに漁業権の内容等（漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間等）を定めるものである。

令和6年8月31日に免許期間が満了する第1種区画漁業権（小割式養殖業）について、「第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針」（参考資料1-1）に基づき、現行漁業権の行使状況等を踏まえて、次期海区漁場計画（素案）を作成した。

1. 霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案） 資料1-2のとおり

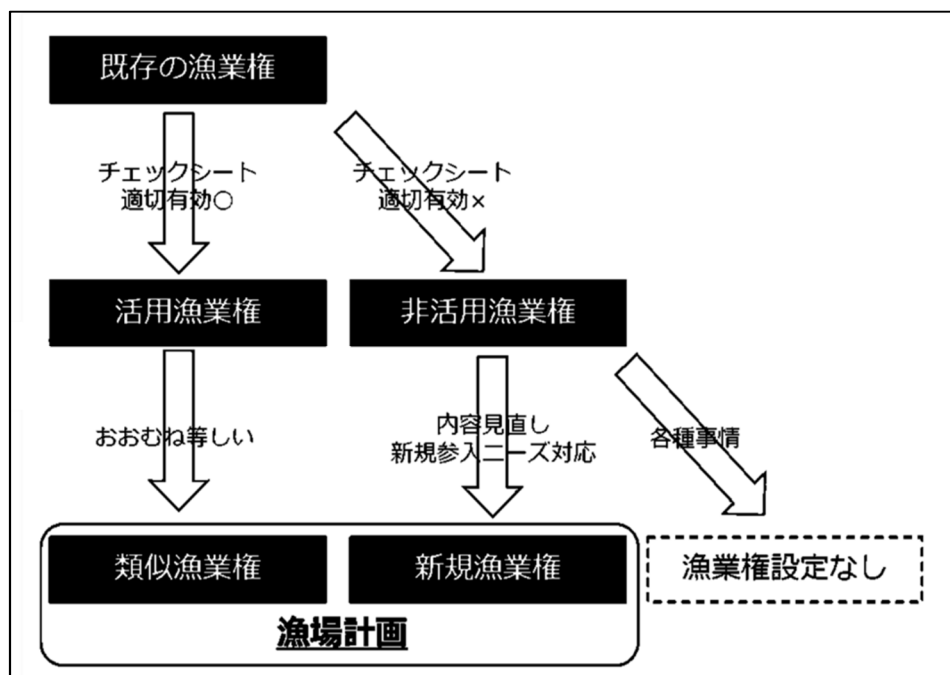
2. 漁業権を設定する漁場について

漁業法第63条第1項第2号に基づき、既存の漁業権について、漁場の活用状況等を調査し、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）については類似漁業権として霞北区第11～63号の11漁場を設定し、有効に活用されていない漁業権（非活用漁業権）については、今後の活用見込みがないことから、漁業権の設定は行わない。

※資料1-3 適切かつ有効の判断に関するチェックシート参照

表 適切かつ有効の判断結果と海区漁場計画（素案）における取扱い

既存の漁業権	判定	海区漁場計画（素案）
霞北区第11、13、15、16、17、22、25、26、30、52、63号	活用漁業権	類似漁業権として設定
霞北区第12、41、43号	非活用漁業権	漁業権を設定しない



図：改正漁業法における漁業権の設定（水産庁資料）

### 3. 現行海区漁場計画からの主な変更点

変更点	変更根拠等
<p>1. 漁場の区域</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 基点名の変更</li><li>② 緯度経度表記の追記</li></ul> <p>2. 制限又は条件</p> <p>魚種の制限の削除</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 基点第○号 → 基点区第○号</li><li>② 基本方針（3）⑦「区域は緯度経度表記を基本とし、従来の表記を併記する」より</li></ul> <p>基本方針（3）⑧「原則として現行の魚種としつつ、魚種の制限は漁業権行使規則において規定することとする」より</p>

## 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(素案) 総括表

第1 漁業権に関する事項		第11号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第52号	第63号
公示番号(霞北区)												
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 小割式養殖業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで										
	イ 漁場の位置	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市坂地先	かすみがうら市田伏地先	かすみがうら市田伏地先	小美玉市下玉里地先	行方市手賀地先	行方市西蓮寺地先	行方市五町田地先	銚田市江川地先	行方市宇崎地先
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正※	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり
(2) 制限又は条件	いけす網の設置面積	400㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内
(3) 免許予定日		令和6年9月1日										
(4) 申請期間		令和6年5月31日から令和6年7月31日まで										
(5) 関係地区		かすみがうら市牛渡	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市坂、かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	小美玉市下玉里	行方市手賀	行方市西蓮寺、行方市井上、行方市手賀	行方市五町田	銚田市江川、銚田市中居	行方市宇崎
(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別		団体漁業権										
(7) 存続期間		令和6年9月1日から令和11年8月31日まで										
第2 類似漁業権以外の漁業権		該当なし										
第3 沿岸保全漁場に関する事項		該当なし										

※基点名の変更及び区域の表記を緯度経度を基本とする表記への変更を実施



# 霞ヶ浦北浦海区漁場計画（素案）

## 第1 漁業権に関する事項

### 1 公示番号 霞北区第11号

#### (1) 免許の内容たるべき事項

##### ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

##### イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

##### ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図1のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第11号	36° 3.645' N 140° 19.900' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中16.00
ア	36° 3.530' N 140° 20.030' E	基点区第11号から136度59分288メートルの点
イ	36° 3.533' N 140° 20.113' E	基点区第11号から122度35分381メートルの点
ウ	36° 3.472' N 140° 20.146' E	基点区第11号から130度30分489メートルの点
エ	36° 3.472' N 140° 20.050' E	基点区第11号から144度30分391メートルの点

#### (2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、400平方メートル以内とする。

#### (3) 免許予定日

令和6年9月1日

#### (4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

#### (5) 関係地区

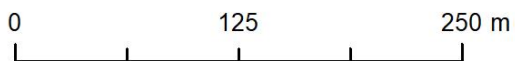
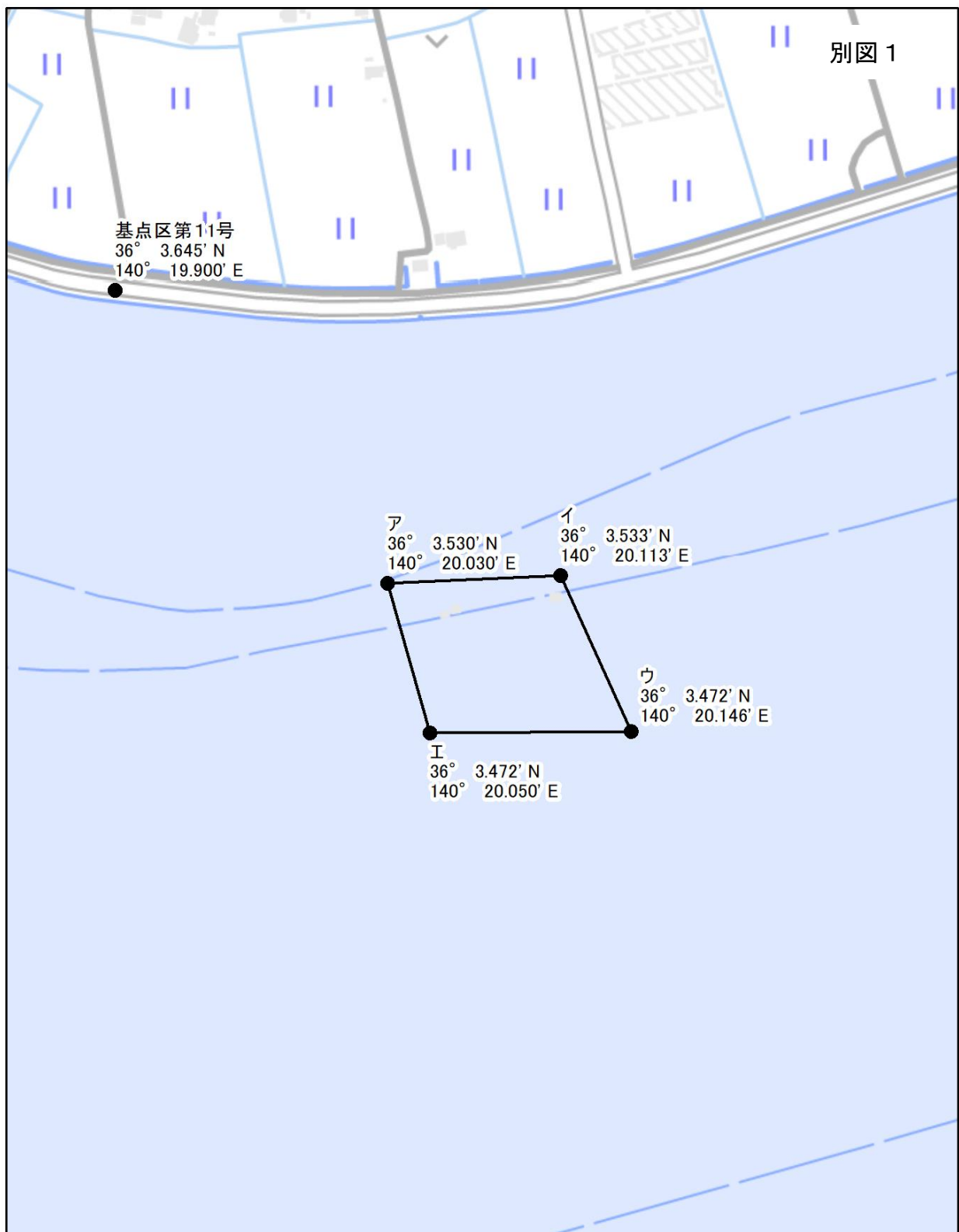
茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



## 霞北区第11号

背景図; 地理院タイル



2 公示番号 霞北区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図2のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第13号	36° 3.792' N 140° 20.866' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中17.50
ア	36° 3.652' N 140° 20.559' E	基点区第13号から240度30分528メートルの点
イ	36° 3.701' N 140° 20.745' E	基点区第13号から226度50分248メートルの点
ウ	36° 3.709' N 140° 20.872' E	基点区第13号から176度31分154メートルの点
エ	36° 3.564' N 140° 20.899' E	基点区第13号から173度00分424メートルの点
オ	36° 3.559' N 140° 20.573' E	基点区第13号から225度15分616メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,125平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

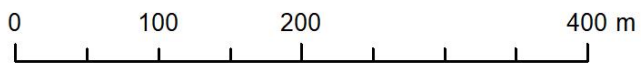
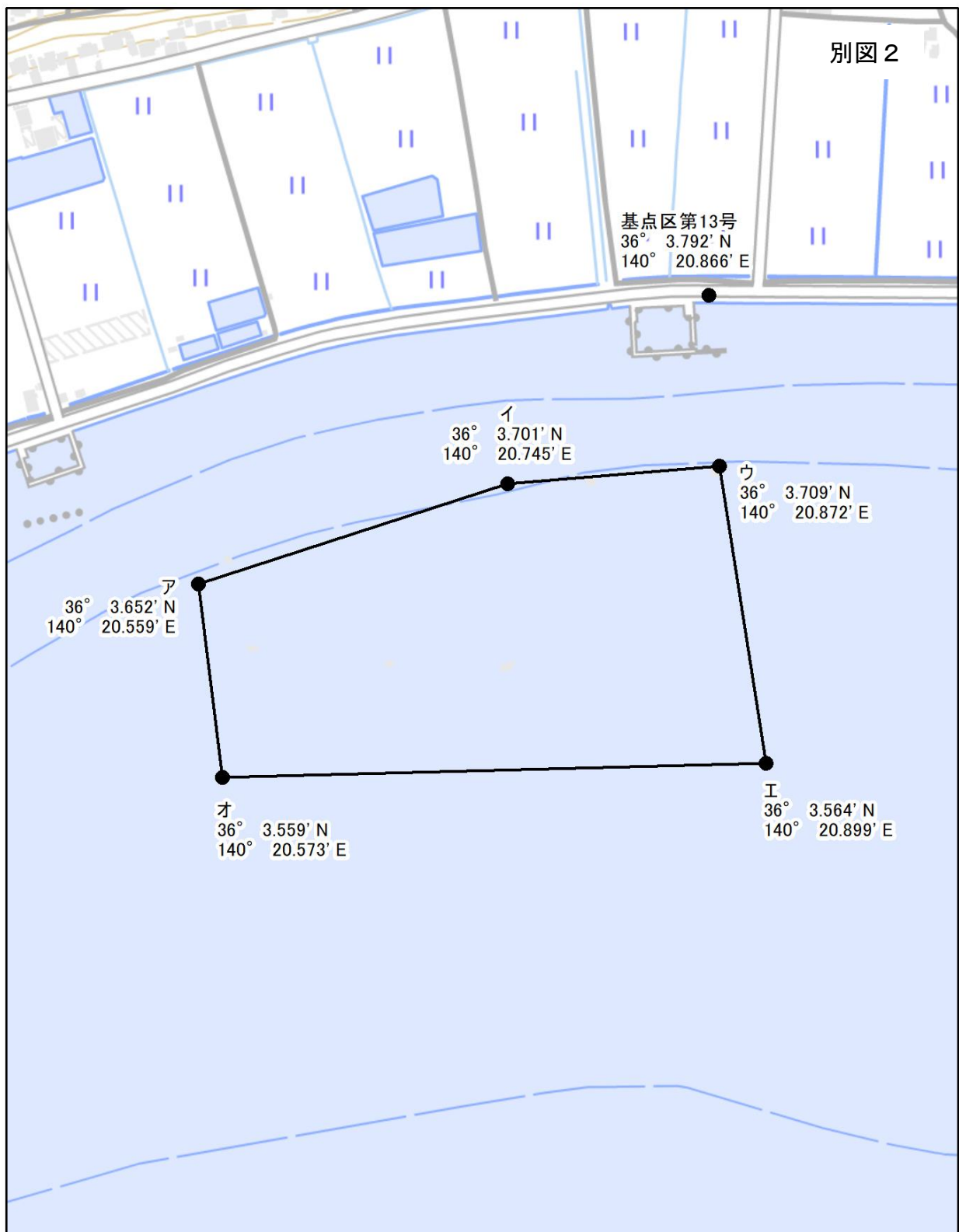
茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



霞北区第13号

背景図; 地理院タイル

### 3 公示番号 霞北区第15号

#### (1) 免許の内容たるべき事項

##### ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

##### イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市坂地先

##### ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図3のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第15号	36° 4.105' N 140° 22.416' E	茨城県かすみがうら市坂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 20.25
ア	36° 4.159' N 140° 22.601' E	基点区第15号から70度00分295メートルの点
イ	36° 4.078' N 140° 22.678' E	基点区第15号から97度00分397メートルの点
ウ	36° 4.064' N 140° 22.623' E	基点区第15号から103度30分319メートルの点
エ	36° 4.131' N 140° 22.541' E	基点区第15号から75度30分194メートルの点

#### (2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,125平方メートル以内とする。

#### (3) 免許予定日

令和6年9月1日

#### (4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

#### (5) 関係地区

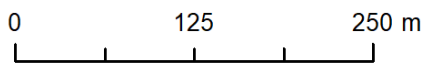
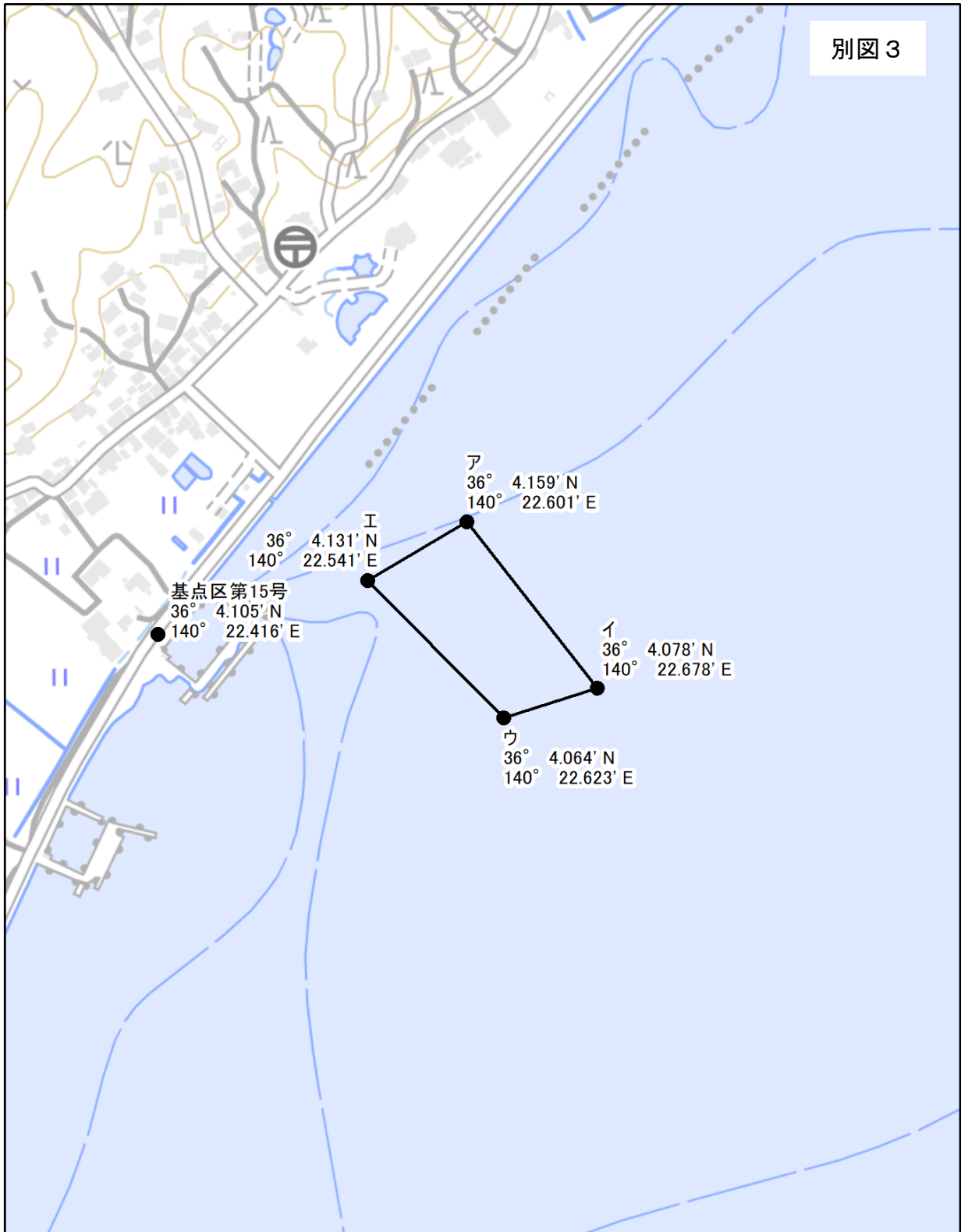
茨城県かすみがうら市坂及び田伏

#### (6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 3



# 霞北区第15号

背景図; 地理院タイル

4 公示番号 霞北区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図4のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第16号	36° 4.844' N 140° 23.333' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中22.25
ア	36° 4.879' N 140° 23.668' E	基点区第16号から82度24分506メートルの点
イ	36° 4.806' N 140° 23.765' E	基点区第16号から95度56分652メートルの点
ウ	36° 4.362' N 140° 23.580' E	基点区第16号から157度06分965メートルの点
エ	36° 4.437' N 140° 23.483' E	基点区第16号から163度06分786メートルの点
オ	36° 4.762' N 140° 23.619' E	基点区第16号から109度08分455メートルの点
カ	36° 4.793' N 140° 23.579' E	基点区第16号から104度02分381メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、4,075平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

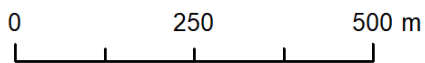
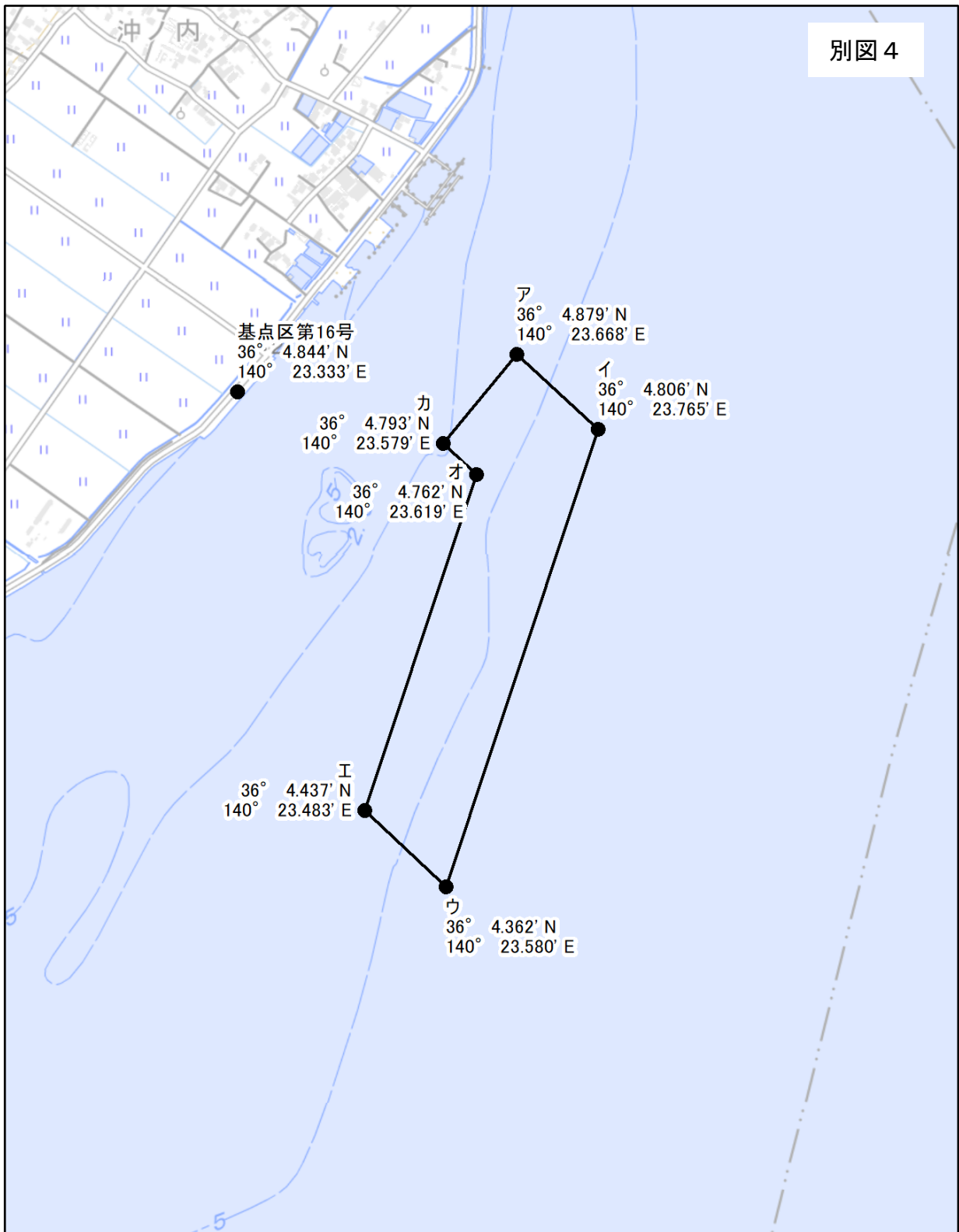
(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

- (5) 関係地区  
茨城県かすみがうら市田伏
  
- (6) 存続期間  
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
  
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



別図 4



# 霞北区第16号

背景図; 地理院タイル

5 公示番号 霞北区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図5のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第17号	36° 5.511' N 140° 23.037' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中24.25
ア	36° 5.744' N 140° 23.182' E	基点区第17号から26度30分482メートルの点
イ	36° 5.827' N 140° 23.310' E	基点区第17号から34度45分714メートルの点
ウ	36° 5.687' N 140° 23.457' E	基点区第17号から62度29分710メートルの点
エ	36° 5.599' N 140° 23.360' E	基点区第17号から71度14分511メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,575平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

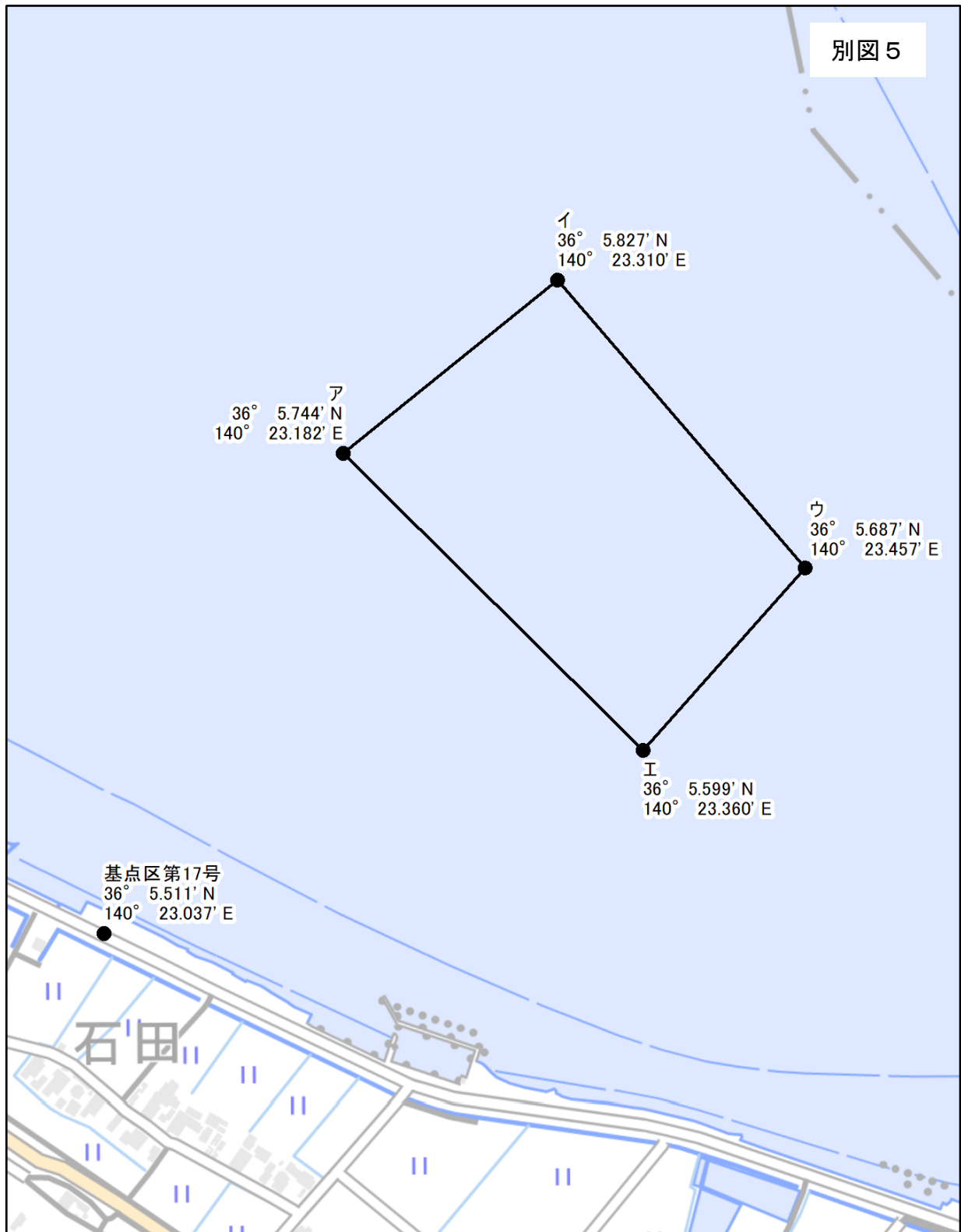
茨城県かすみがうら市田伏

(6) 存続期間

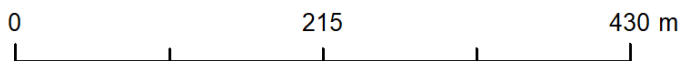
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 5



# 霞北区第17号



背景図; 地理院タイル

6 公示番号 霞北区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市下玉里地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図6のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第22号	36° 8.592' N 140° 20.428' E	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 30.50
ア	36° 8.466' N 140° 20.346' E	基点区第22号から207度30分263メートルの点
イ	36° 8.422' N 140° 20.206' E	基点区第22号から226度15分458メートルの点
ウ	36° 8.501' N 140° 20.187' E	基点区第22号から244度30分398メートルの点
エ	36° 8.528' N 140° 20.272' E	基点区第22号から242度45分262メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,500平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

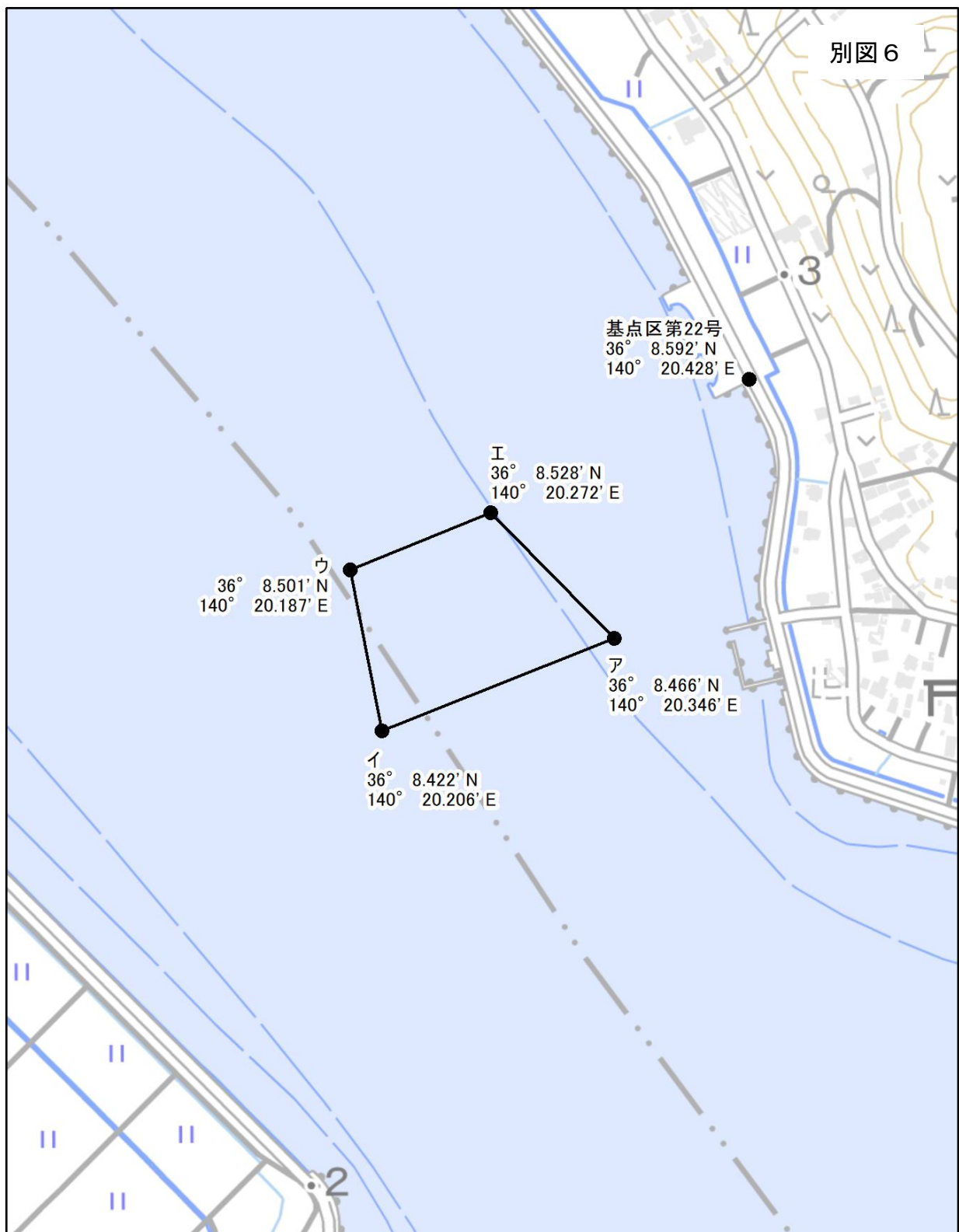
(5) 関係地区

茨城県小美玉市下玉里

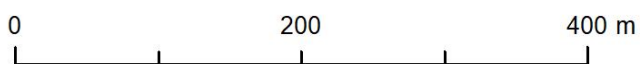
(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



## 霞北区第22号



背景図; 地理院タイル

7 公示番号 霞北区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市手賀地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図7のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第25号	36° 4.297' N 140° 25.155' E	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.00
ア	36° 3.949' N 140° 24.706' E	基点区第25号から226度00分932メートルの点
イ	36° 3.914' N 140° 24.407' E	基点区第25号から237度25分1,328メートルの点
ウ	36° 4.653' N 140° 24.388' E	基点区第25号から299度25分1,327メートルの点
エ	36° 4.796' N 140° 24.399' E	基点区第25号から308度45分1,462メートルの点
オ	36° 4.824' N 140° 24.491' E	基点区第25号から314度00分1,394メートルの点
カ	36° 4.743' N 140° 24.700' E	基点区第25号から319度58分1,071メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、19,625平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

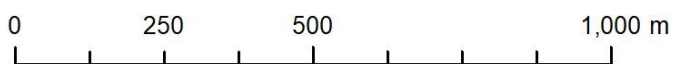
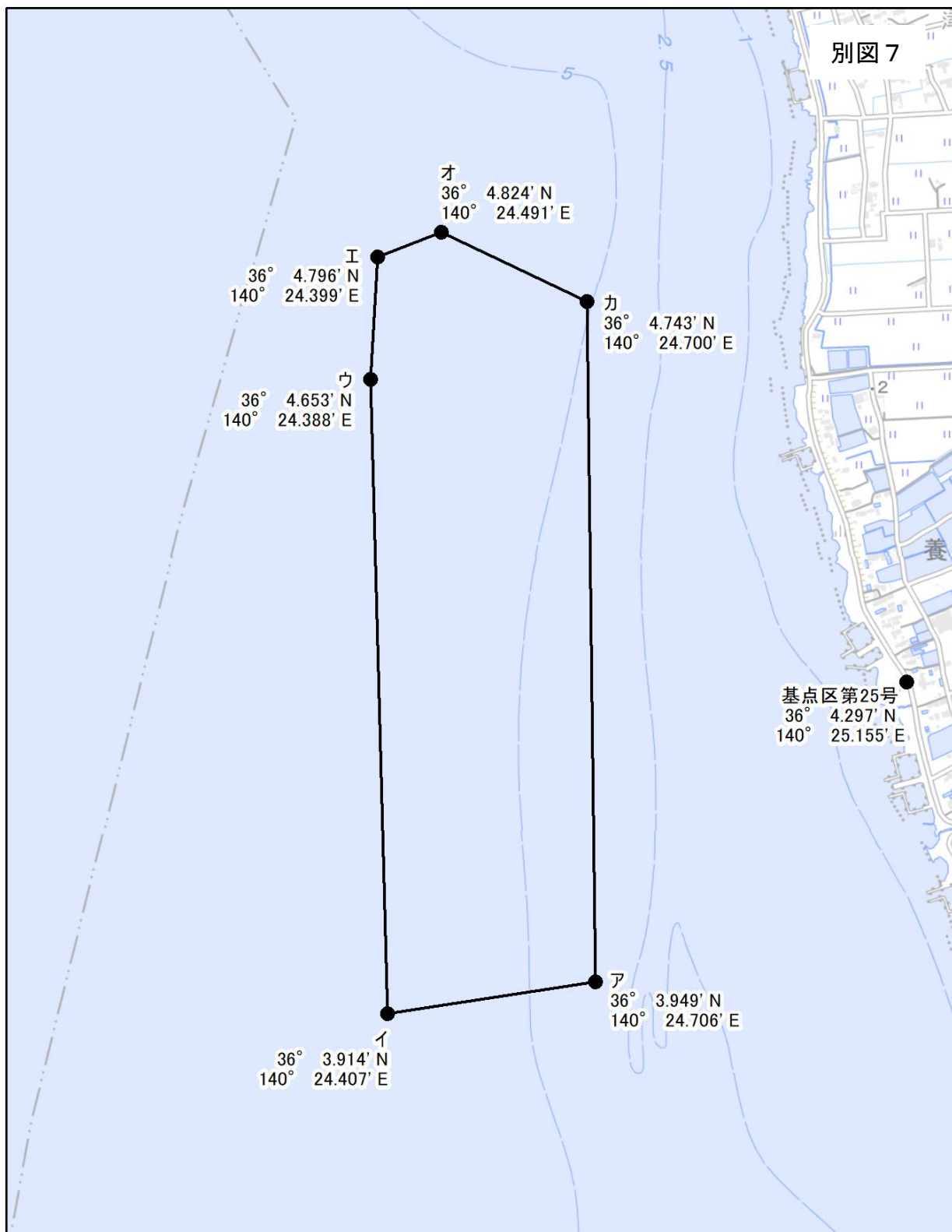
令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで



- (5) 関係地区  
茨城県行方市手賀
  
- (6) 存続期間  
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
  
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



# 霞北区第25号

背景図; 地理院タイル

8 公示番号 霞北区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市西蓮寺地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図8のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第26号	36° 3.845' N 140° 25.404' E	茨城県行方市西蓮寺地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左15.00
ア	36° 3.498' N 140° 25.122' E	基点区第26号から213度00分770メートルの点
イ	36° 3.388' N 140° 24.993' E	基点区第26号から215度45分1,047メートルの点
ウ	36° 3.611' N 140° 24.724' E	基点区第26号から246度40分1,110メートルの点
エ	36° 3.767' N 140° 24.539' E	基点区第26号から263度15分1,307メートルの点
オ	36° 3.885' N 140° 24.632' E	基点区第26号から273度15分1,162メートルの点
カ	36° 3.937' N 140° 24.754' E	基点区第26号から279度30分991メートルの点
キ	36° 3.813' N 140° 24.861' E	基点区第26号から265度30分818メートルの点
ク	36° 3.688' N 140° 25.017' E	基点区第26号から243度00分650メートルの点
ケ	36° 3.634' N 140° 24.997' E	基点区第26号から237度00分726メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、5,500平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

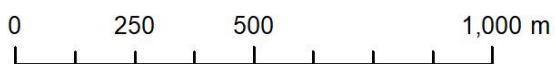
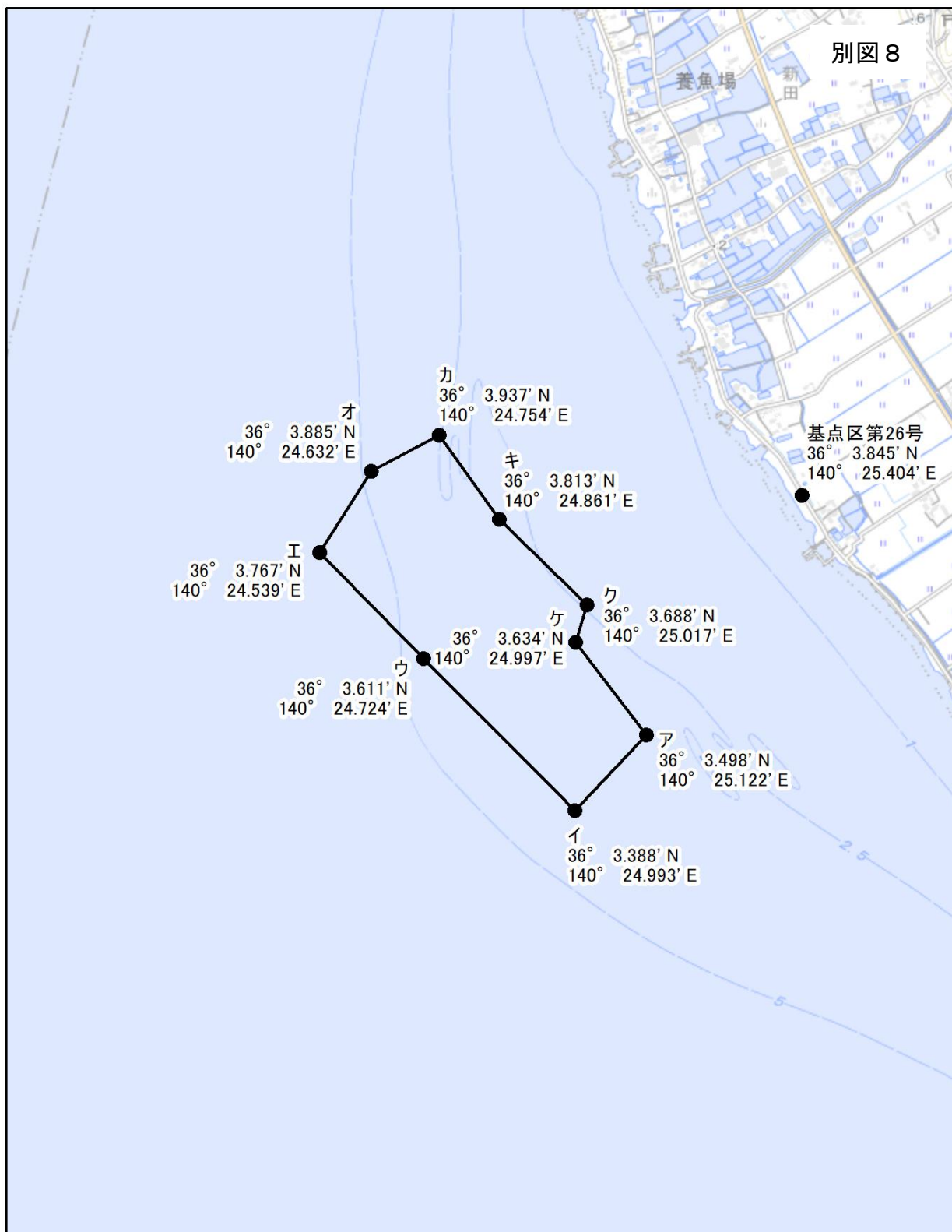
茨城県行方市西蓮寺、井上及び手賀

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



## 霞北区第26号

背景図; 地理院タイル

9 公示番号 霞北区第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市五町田地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図9のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第30号	36° 2.821' N 140° 26.410' E	茨城県行方市五町田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左12.50
ア	36° 2.768' N 140° 26.080' E	基点区第30号から258度30分506メートルの点
イ	36° 2.712' N 140° 26.168' E	基点区第30号から240度40分416メートルの点
ウ	36° 2.604' N 140° 26.162' E	基点区第30号から222度30分548メートルの点
エ	36° 2.492' N 140° 25.989' E	基点区第30号から225度50分878メートルの点
オ	36° 2.675' N 140° 25.939' E	基点区第30号から248度45分758メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,450平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

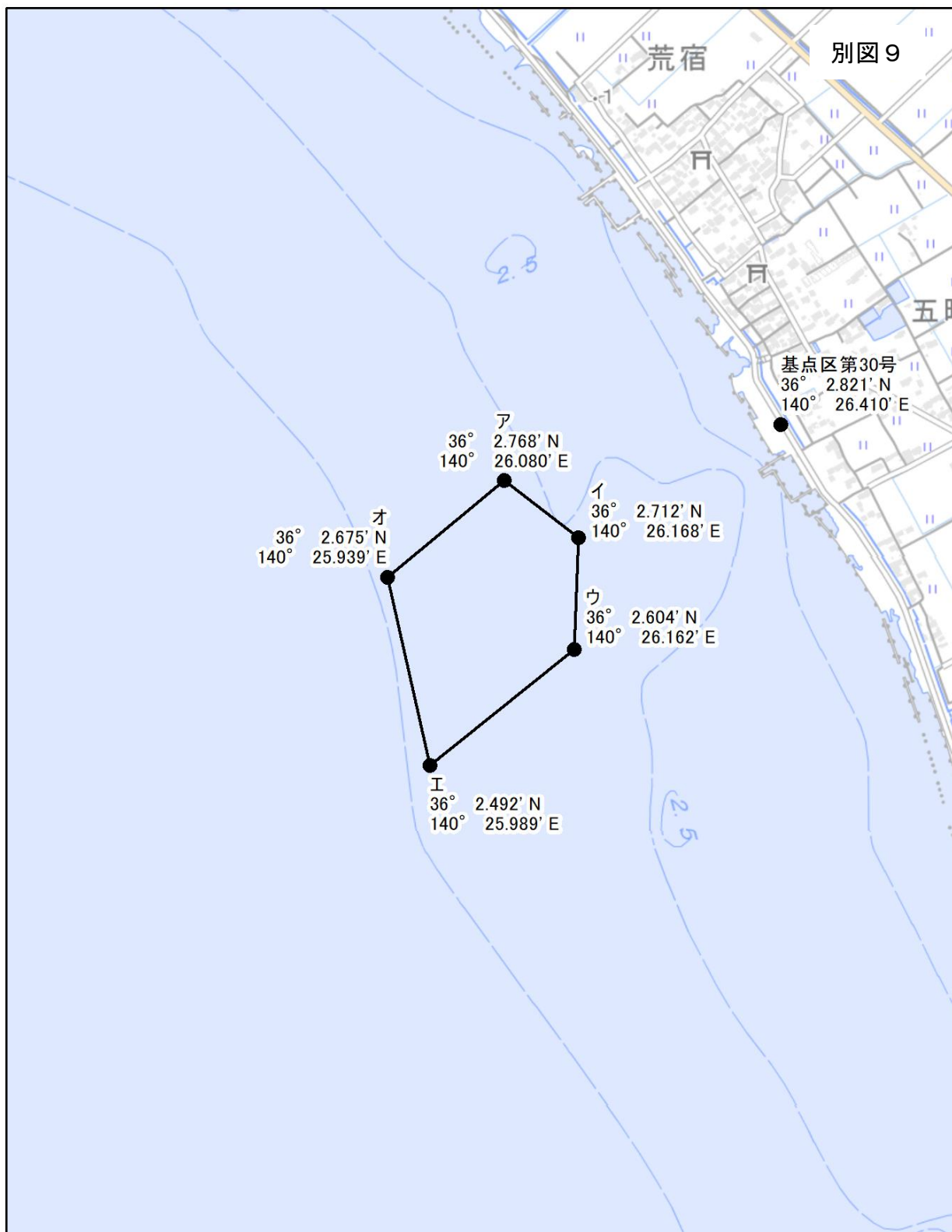
茨城県行方市五町田

(6) 存続期間

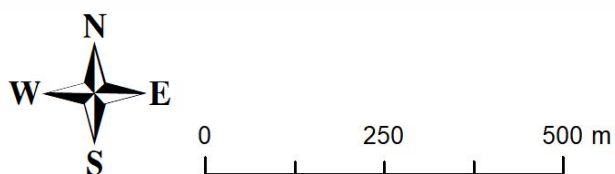
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



# 霞北区第30号



背景図; 地理院タイル



10 公示番号 霞北区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県銚田市江川地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図10のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第52号	36° 4.225' N 140° 33.358' E	茨城県銚田市江川地先の国土交通省北浦キロ杭左17.00
ア	36° 4.000' N 140° 33.402' E	基点区第52号から170度30分422メートルの点
イ	36° 3.974' N 140° 33.272' E	基点区第52号から195度00分482メートルの点
ウ	36° 4.121' N 140° 33.218' E	基点区第52号から227度00分284メートルの点
エ	36° 4.172' N 140° 32.990' E	基点区第52号から259度30分561メートルの点
オ	36° 4.226' N 140° 32.947' E	基点区第52号から269度40分616メートルの点
カ	36° 4.302' N 140° 33.011' E	基点区第52号から284度50分540メートルの点
キ	36° 4.195' N 140° 33.340' E	基点区第52号から205度00分63メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,250平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県銚田市江川及び中居

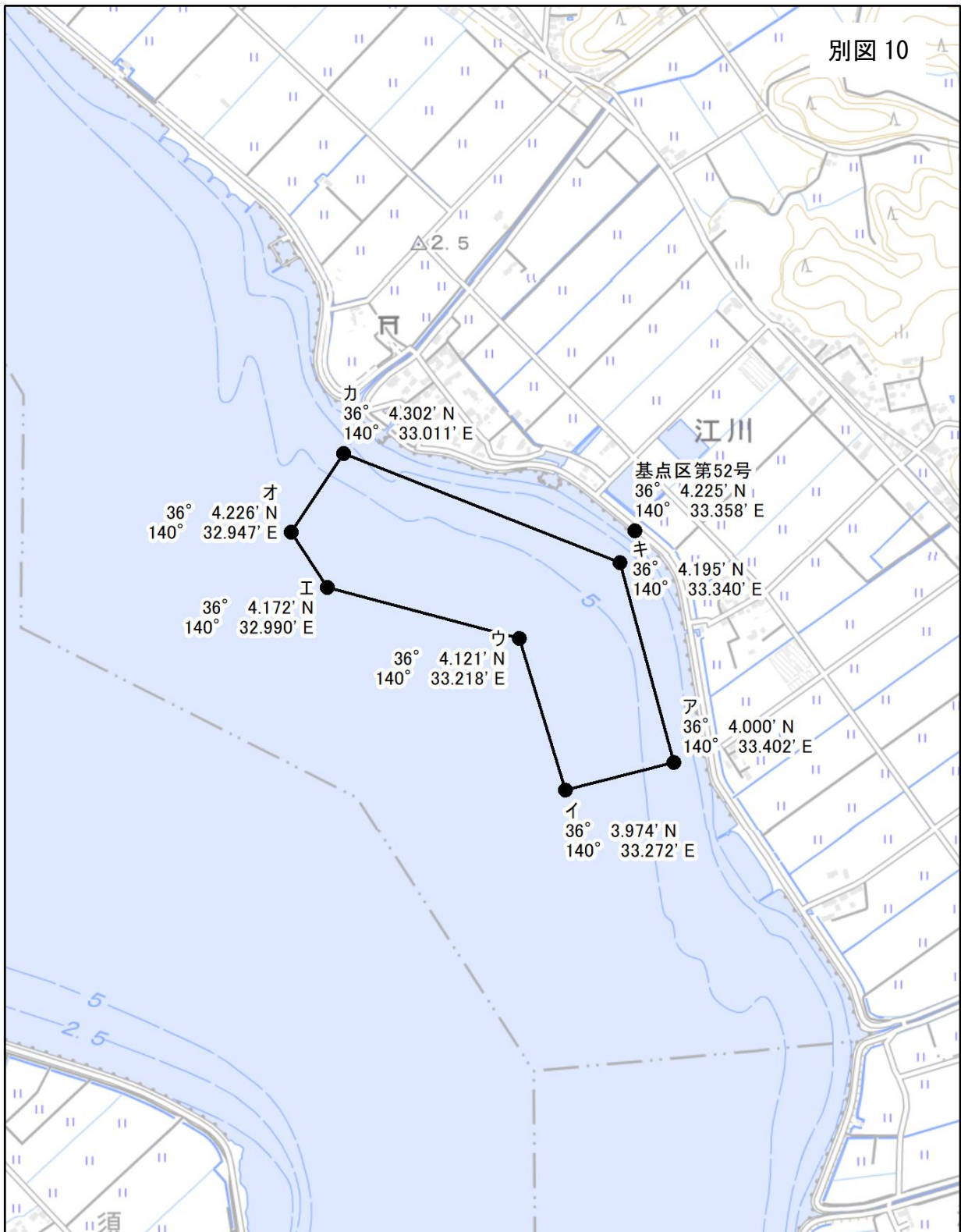
(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

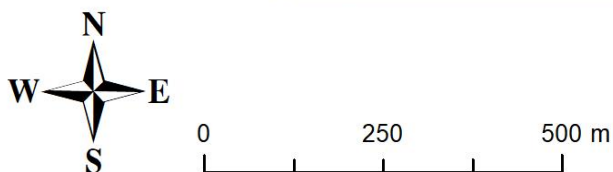
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

別図 10



# 霞北区第52号



背景図; 地理院タイル

11 公示番号 霞北区第 63 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市宇崎地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図 11 のとおり)。

	緯度経度	位置
基点区 第63号	36° 0.963' N 140° 33.107' E	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭右13.00
ア	36° 0.952' N 140° 33.170' E	基点区第63号から102度15分96メートルの点
イ	36° 0.943' N 140° 33.192' E	基点区第63号から106度00分133メートルの点
ウ	36° 0.908' N 140° 33.147' E	基点区第63号から149度30分118メートルの点
エ	36° 0.928' N 140° 33.129' E	基点区第63号から153度00分73メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、500 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

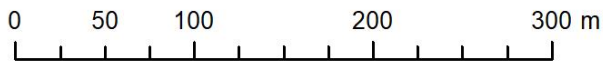
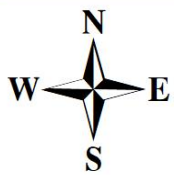
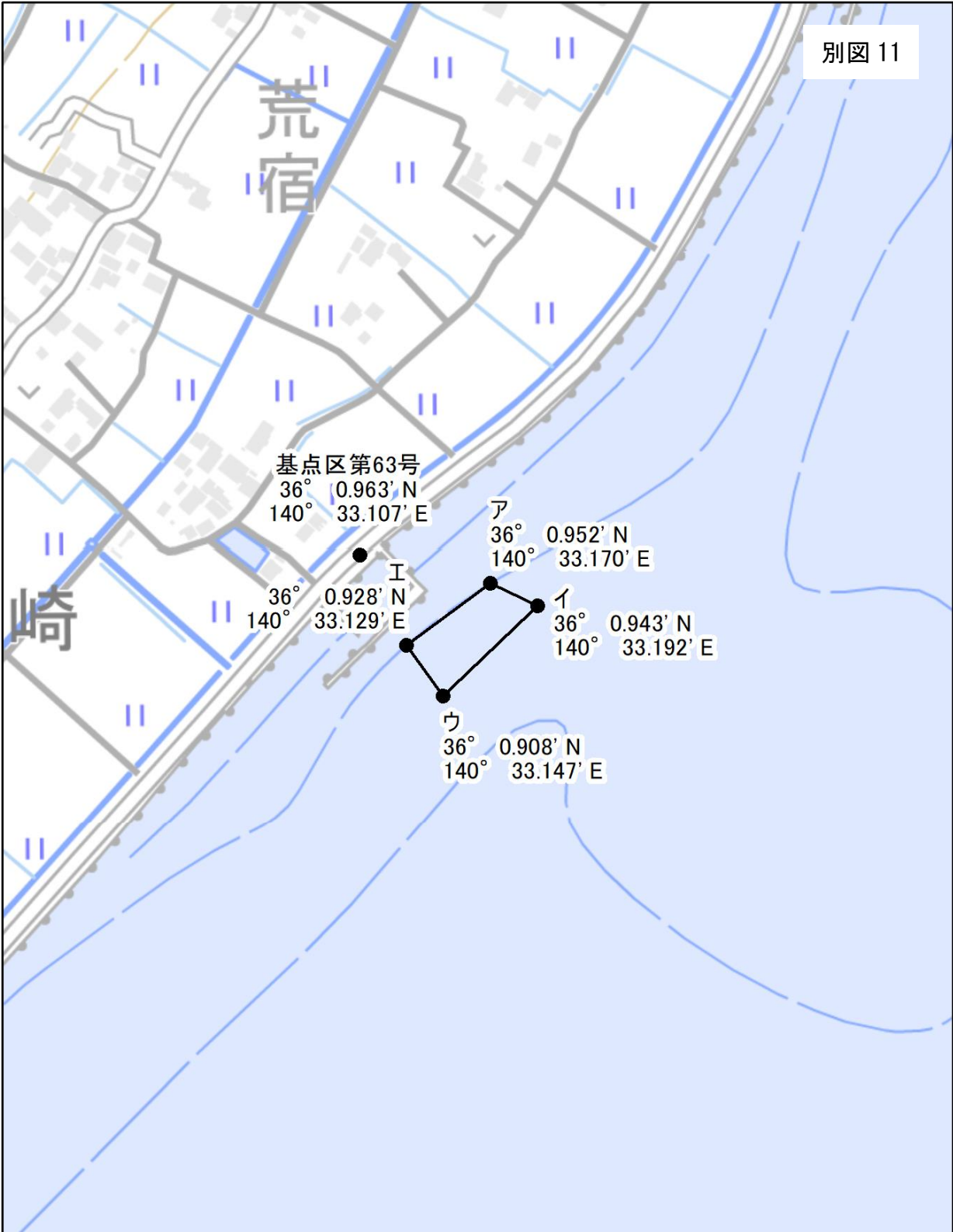
茨城県行方市宇崎

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 11



### 霞北区第63号

背景図; 地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第4 漁業法施行規則（令和2農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

(1) 意見の概要

（漁業調整委員会諮問実施後に記載）

(2) 意見の処理の結果

（漁業調整委員会諮問実施後に記載）

(3) その他

（漁業調整委員会諮問実施後に記載）

2 漁場の図面

「第1 漁業権に関する事項」内の別図1から11のとおり。

漁業法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

チェック項目	第1種区画漁業権（小割式養殖業）														判断の根拠	
	霞北区第11号	霞北区第12号	霞北区第13号	霞北区第15号	霞北区第16号	霞北区第17号	霞北区第22号	霞北区第25号	霞北区第26号	霞北区第30号	霞北区第41号	霞北区第43号	霞北区第52号	霞北区第63号		
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																
(1) 漁業権の免許以降、法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行使実態調査
<b>2 適切な判断基準</b>																
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使実態調査
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
<b>3 有効の判断基準</b>																
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使実態調査
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
(3) 漁場の全てを利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
<b>4 評価</b>	問題なし／問題あり	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題あり	問題なし	問題なし	
備考	霞北区第12号、第41号、第43号については、現在、漁場の利用実態が無く、次期切替を機に行使用者がその漁場での養殖を廃止する意向であることから、適格性を有する者である漁業権者に対し今後の活用見込みについて照会したところ、今後当該漁場を活用する見込みはないとの回答であった。よって当該漁業権については、次期漁場計画策定において「非活用漁業権」と判断し、第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針（R5.10.18制定）（3）③の規定に基づき、漁業権を設定しない。															



## 第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針

第1種区画漁業権（小割式養殖業）に基づく網いけす養殖業は、昭和39年に導入され、昭和50年にコイの生産量が全国一となり、最盛期の昭和57年には8,641トンを生産した。その後、需要の低迷により生産量は5,000トン台となったが、全国一の生産量であった。

しかし、平成15年10月にコイヘルペスウィルス（以下「KHV」という。）病の影響で約5年間休業状態が続き、その後、耐性ゴイの作出技術などにより平成21年4月にコイ養殖が再開されたものの、生産量は1,000トン台と大幅に減少した。さらに令和2年以降、新型コロナウイルス感染症のまん延により、飲食店や旅館等での需要減少に伴い生産量が減少するなど、小割式養殖業は厳しい状況に置かれている。

一方で、天然資源の変動に左右されない養殖業は、霞ヶ浦北浦の水産業の安定化に不可欠であり、引き続き小割式養殖業を振興していくことが重要である。

以上の状況を踏まえ、水面の総合的な利用を図り漁業生産力を発展させるため、海区漁場計画の作成にあたっては、下記の方針により処理することとする。

- (1) 免許予定日                      令和6年9月1日  
     免許予定日は、現在の漁業権の存続期間が満了する日（令和6年8月31日）の翌日である令和6年9月1日とする。
- (2) 漁業権の存続期間            令和6年9月1日から令和11年8月31日まで  
     漁業権の存続期間は、免許の日から起算して5年とする。
- (3) 海区漁場計画の内容等
  - ① 海区漁場計画の期間は、5年とする。
  - ② 現に漁業権の存する漁場のうち、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）については、現行の漁業権と概ね等しい内容の漁業権（類似漁業権）を設定する。
  - ③ 現に漁業権の存する漁場のうち、活用されていない漁業権（非活用漁業権）については、水面の総合的な利用を勘案し、適格性を有する者に対し漁場利用の意思などを確認のうえで漁業権の設定について判断することとし、活用の見込みがない場合は漁業権を設定しない。
  - ④ 現に漁業権の存しない水面については、新たな漁業権は設定しない。
  - ⑤ 設定する漁業権は、漁業法第63条第1項第3号および第4号の規定により、引き続き団体漁業権とする。

⑥ 関係地区

原則として現行のとおりとする。

⑦ 漁場の区域について

漁場の区域については、原則として現行どおりとする。

また、区域の表記については、緯度経度表示を基本とし、従来の表記を併記する。

⑧ 養殖できる水産動物

養殖できる水産動植物は、原則として現行の魚種のうち養殖実績を有する魚種としつつ、環境や生態系への影響を考慮したうえで新たな魚種を養殖することを可能とする。

ただし、魚種の制限は従来の漁場計画による制限又は条件によらず、漁業権行使規則において規定することとする。

また、チャンネルキャットフィッシュなど養殖にあたり「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」など他法令による許認可等を必要とする場合には、当該許認可を受けた者が漁業権を行使することが見込まれる場合に限るものとする。

⑨ いけす網の設置面積

全漁場のいけす網の設置面積の合計は、現行面積\*以内とする。

※現行面積 47,125 m<sup>2</sup> (1,885 面)

内訳：霞ヶ浦 43,375 m<sup>2</sup> (1,735 面) 北浦 3,750 m<sup>2</sup> (150 面)

第1種区画漁業権(小割式養殖業)に係る現行免許の概要

1. 免許番号(霞北区)		第11号	第12号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第41号	第43号	第52号	第63号
2. 免許の内容 たるべき事項	(1) 漁業の種類、 漁業の名称 及び 漁業時期	漁業の種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 小割式養殖業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで													
	(2) 漁場の位置	かすみがうら 市 牛渡地先	かすみがうら 市 牛渡地先	かすみがうら 市 牛渡地先	かすみがうら 市坂地先	かすみがうら 市 田伏地先	かすみがうら 市 田伏地先	小美玉市 下玉里地先	行方市 手賀地先	行方市 西蓮寺地先	行方市 五町田地先	美浦村大字 大山地先	美浦村大字 八井田地先	銚田市 江川地先	行方市 宇崎地先
3. 制限又は 条件	養殖 できる 水産 動物	コイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		レンギョ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ナマズ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チャネルキャットフィッシュ	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	○
		ウナギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		テナガエビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いけす網の設置面積	400㎡以内	950㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	600㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内
4. 免許日	令和元年8月29日														
5. 地元地区	かすみがうら 市 牛渡	かすみがうら 市 牛渡	かすみがうら 市 牛渡	かすみがうら 市坂、 かすみがうら 市田伏	かすみがうら 市 田伏	かすみがうら 市 田伏	小美玉市 下玉里	行方市 手賀	行方市西蓮 寺、 行方市井上、 行方市手賀	行方市 五町田	美浦村 大字大山、 かすみがうら 市 牛渡	美浦村 大字八井田、 かすみがうら 市 牛渡	銚田市江川、 銚田市中居	行方市宇崎	
6. 存続期間	令和元年9月1日から令和6年8月31日まで														

第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る一斉切替のスケジュール

1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで（現在）

令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで（次回）

2. 切替えスケジュールの概要

年度	月	事項	内容
R4	1-2月	意向調査	行使者を対象に継続意向を調査
R5	6-9月	行使実態調査	関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認
	10月	基本方針 取扱方針	委員会における免許の基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の協議
	11月	素案協議	<u>委員会における海区漁場計画（素案）の協議</u>
	12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） （法第64条第1項）
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問（法第64条第4項）
	2月	公聴会	公聴会（法第64条第5項）
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示（法第64条第6項）
R6	6-7月	免許申請	免許申請書受付（法第69条第1項）
	7-8月	審査	適格性の審査（法第72条）
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付（法第69条）
	9月	公示	県報登載

※「法」は漁業法を示す

関係法令等抜粋

○漁業法

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）

又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第六十六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからへまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許についての適格性)

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
  - 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の

漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4 から 8 略

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

## ○漁業法施行規則

(海区漁場計画等を作成したときの公表事項)

第二十四条 法第六十四条第六項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第四項の規定により聴いた海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
- 二 漁場図
- 三 その他参考となるべき事項

漁 第 967 号

令和5年11月6日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会長 鈴木 幸雄 殿

茨城県知事 大井川 和彦



## 令和4年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、下記のとおり報告します。

## 記

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等	漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等
第1種区画漁業 (小割式養殖業)	霞北区第11号	適切かつ有効	第2種共同漁業 (張網漁業)	霞北共第1号	適切かつ有効
	霞北区第12号	適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第2号	
	霞北区第13号	適切かつ有効		霞北共第3号	
	霞北区第15号			霞北共第4号	
	霞北区第16号			霞北共第5号	
	霞北区第17号			霞北共第6号	
	霞北区第22号			霞北共第7号	
	霞北区第25号			霞北共第8号	
	霞北区第26号			霞北共第9号	
	霞北区第30号	霞北共第10号			
	霞北区第41号	適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第11号	
	霞北区第43号	適切かつ有効		霞北共第12号	
	霞北区第52号	適切かつ有効		霞北共第13号	
	霞北区第63号			霞北共第14号	
第1種区画 漁業 (真珠養殖業)	霞北区第111号	適切かつ有効		霞北共第15号	
	霞北区第112号	適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第16号	
	霞北区第121号	適切かつ有効		霞北共第17号	
	霞北区第122号			霞北共第18号	





<参考> 関係法令等

## 漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

## 漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第28条 法第90条第1項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- (6) その他必要な事項

3 法第90条第2項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする。

## 海面利用制度等に関するガイドライン

### 第4 漁業権

#### 2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

#### (1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

#### (2) 漁場の活用状況

##### ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

##### イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

##### ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

##### エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

令和4年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第1種区画漁業権（小割式養殖業・真珠養殖業））

対象期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

チェック項目	第1種区画漁業権（小割式養殖業）														第1種区画漁業権（真珠養殖業）				判断の根拠	
	霞北区第11号	霞北区第12号	霞北区第13号	霞北区第15号	霞北区第16号	霞北区第17号	霞北区第22号	霞北区第25号	霞北区第26号	霞北区第30号	霞北区第41号	霞北区第43号	霞北区第52号	霞北区第63号	霞北区第111号	霞北区第112号	霞北区第121号	霞北区第122号		
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																				
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告
<b>2 適切な判断基準</b>																				
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(12) その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
<b>3 有効の判断基準</b>																				
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(3) 漁場の全てを利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(5) その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
<b>4 評価</b>	問題なし／問題あり	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	
備考	霞北区第12号、第41号、第43号漁場については、現在、漁場の利用実態が無く、次期切替を機に行使者がその漁場での養殖を廃止する意向であることから、適格性を有する者である漁業者者に対し今後の活用見込みについて照会したところ、今後当該漁場を活用する見込みはないとの回答であった。よって当該漁業権については、次期漁場計画策定において「非活用漁業権」と判断し、第1種区画漁業（小割式養殖業）の免許の基本方針（R5.10.18制定）（3）③の規定に基づき、漁業権を設定しない。														霞北区第112号：経営上の理由から当該漁場について活用がされていない。R5漁業権切替時に新規漁業権として設定したが、申請がなく、現在は免許されていない。					

令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

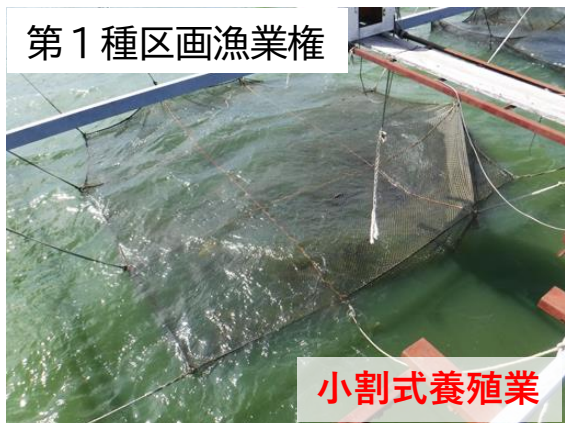
## 令和4年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第2種共同漁業権（張網漁業））

対象期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

チェック項目	第2種共同漁業権（張網漁業）																		判断の根拠	
	霞北共 第1号	霞北共 第2号	霞北共 第3号	霞北共 第4号	霞北共 第5号	霞北共 第6号	霞北共 第7号	霞北共 第8号	霞北共 第9号	霞北共 第10号	霞北共 第11号	霞北共 第12号	霞北共 第13号	霞北共 第14号	霞北共 第15号	霞北共 第16号	霞北共 第17号	霞北共 第18号		
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																				
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告
<b>2 適切な判断基準</b>																				
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
<b>3 有効の判断基準</b>																				
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和4年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(3) 漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
<b>4 評価</b>	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	
備考	平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響から、事故以前に行われていた漁獲物の飼料原料向け取引が休止となり、漁獲物の一部について水揚げが困難になったことから十分な操業が行えなかった。																			

# 霞ヶ浦北浦海区の漁業権概要 (R4.1.1～R4.12.31)

## 参考資料2-1



免許番号	漁業種類	漁業権者	
霞北区第11号	第1種区画 (小割式養殖業)	霞ヶ浦漁協	
霞北区第12号			
霞北区第13号			
霞北区第15号			
霞北区第16号			
霞北区第17号			
霞北区第22号			
霞北区第25号			
霞北区第26号			
霞北区第30号			麻生漁協
霞北区第41号	霞ヶ浦漁協		
霞北区第43号	きたうら広域漁協		
霞北区第52号	第1種区画 (真珠養殖業)	戸田真珠(有)、清和真珠(株)、大湖真珠(株)	
霞北区第63号		大湖真珠(株)	
霞北区第111号		柳瀬パール(有)	
霞北区第112号		渡辺 章	
霞北区第121号	第2種共同	霞ヶ浦漁協	
霞北区第122号			
霞北共第1号			
霞北共第2号			
霞北共第3号			
霞北共第4号			
霞北共第5号			
霞北共第6号			霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第7号			霞ヶ浦漁協
霞北共第8号			
霞北共第9号	潮来漁協		
霞北共第10号	きたうら広域漁協		
霞北共第11号			
霞北共第12号			
霞北共第13号			
霞北共第14号			
霞北共第15号			
霞北共第16号			
霞北共第17号			
霞北共第18号	潮来漁協、常陸川漁協		

## 第 15 期茨城県海面利用協議会初会議及び 霞ヶ浦北浦海区部会の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

### 第 15 期茨城県海面利用協議会初会議

#### 1. 開催日時及び開催場所

令和 5 年 10 月 5 日（木）午後 3 時から 水戸合同庁舎 5 階 会議室兼厚生室

#### 2. 出席者

27 名（うち茨城海区部会委員 7 名、霞ヶ浦北浦海区部会委員 7 名）

#### 3. 結果

(1) 委嘱状の交付

(2) 会長・副会長の選出

- ・委員の互選により会長には大森委員（茨城海区部会）が選出された。
- ・副会長には野内委員（霞ヶ浦北浦海区部会）が会長より指名された。

(3) 議題(説明事項)

- ・茨城県海面利用協議会の設置要領について
- ・部会の議決事項の取扱いについて

### 第 15 期茨城県海面利用協議会 霞ヶ浦北浦海区部会

#### 1. 開催日時及び開催場所

令和 5 年 10 月 5 日（木）午後 3 時 45 分から 水戸合同庁舎 5 階 501 会議室

#### 2. 出席者

13 名（委員 7 名、水産事務所 3 名、水産試験場内水面支場 1 名、霞北海区委員会事務局 2 名）

#### 3. 結果

(1) 部会長及び部会長代理の選出

- ・委員の互選により部会長には野内委員が選出された。
- ・部会長代理には代々城委員が部会長より指名された。

(2) 議題（協議事項）

以下の議題について協議した。委員からは近年の水上バイクによる水難事故についての意見があり、今後、安全対策や周知活動について情報収集を行うこととなった。

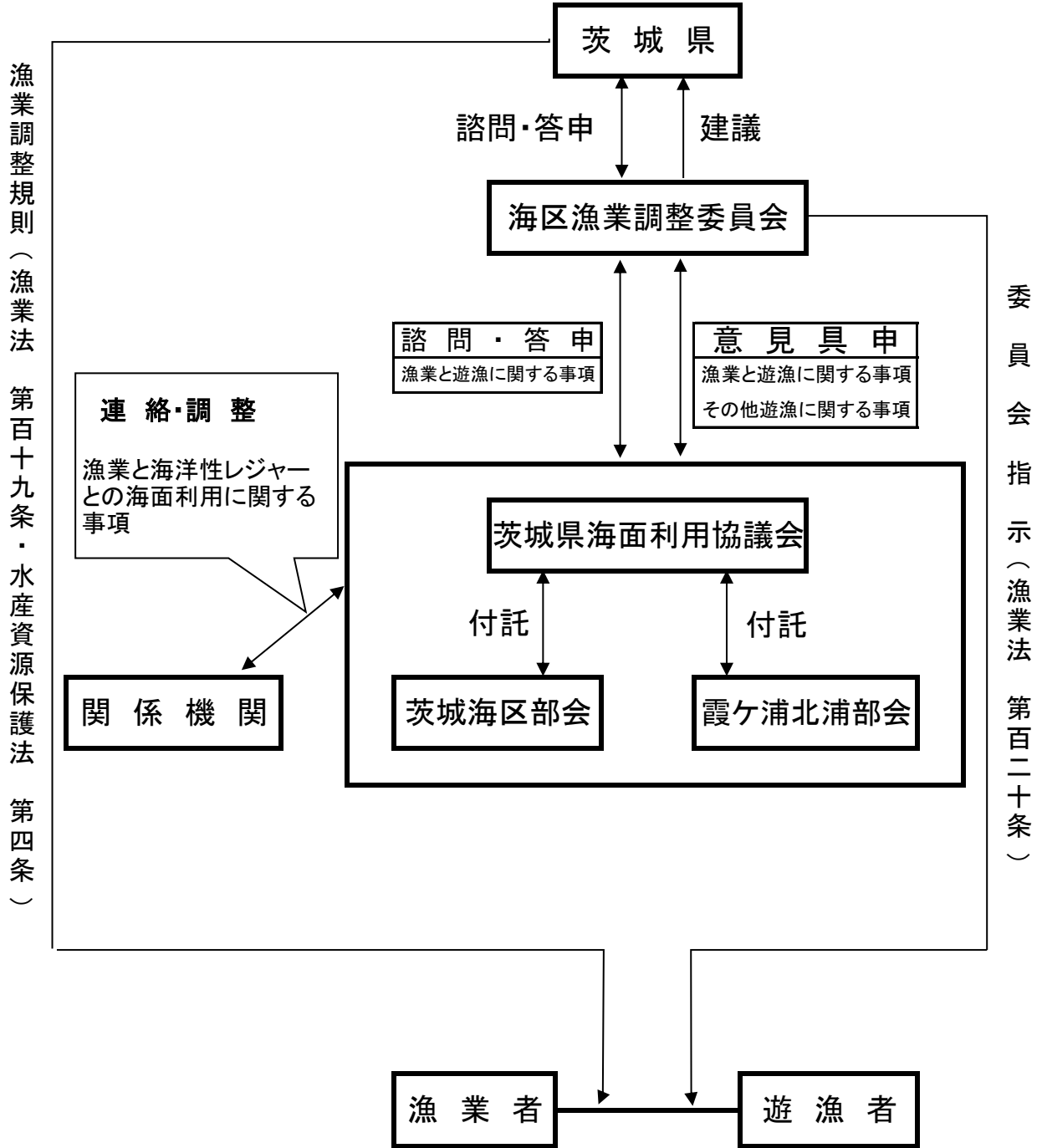
- ・霞ヶ浦北浦の湖面利用における課題と取組状況について
- ・霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査について
- ・霞ヶ浦北浦における資源動向について

第15期 茨城県海面利用協議会委員 委員名簿

任期(令和5年9月1日から令和7年8月31日)

部会 (別記2)	区分	氏名 (別記1)	現職	新任・留任
茨城海区部会	遊漁関係	いたがき まさし 板垣 正詞	茨城県釣り団体協議会会員 釣りインストラクター	新任
	学識経験	おおもり あきら 大森 明	(公財)茨城県栽培漁業協会事務局長	新任
	学識経験	おがわ たかひろ 小川 孝博	ひたちなか市経済環境部水産課 課長	留任
	遊漁関係	おの かおる 小野 馨	茨城県遊漁船協議会 会長	留任
	漁業関係	たかはし かずお 高橋 一夫	大洗町漁業協同組合 理事	新任
	海洋性レク関係	なかがわ かずひろ 中川 一浩	(株)ユニマットプレシャス 大洗マリーナ支配人	新任
	漁業関係	ほしの みきお 星野 幹男	久慈町漁業協同組合 副組合長理事	新任
霞ヶ浦北浦海区部会	遊漁関係	あかつ とみみ 赤津 友海	茨城県釣り団体協議会理事 釣りインストラクター	留任
	漁業関係	いとう よしお 伊藤 義男	霞ヶ浦漁業協同組合 理事	留任
	漁業関係	すがや よしなお 菅谷 美尚	きたうら広域漁業協同組合 理事	留任
	海洋性レク関係	たかの としお 高野 利夫	株式会社ラクスマリーナ 専務取締役	留任
	遊漁関係	みむら ようこ 三村 陽子	(有)ワールドバスソサエティー トーナメント事務局 事務局長 (公財)日本釣振興会所属企業	新任
	学識経験	やない たかのり 野内 孝則	元 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所技佐兼霞ヶ 浦北浦海区漁業調整委員会事務局長	新任
	学識経験	よまぎ たかひこ 代々城 貴彦	行方市経済部農林水産課 課長	留任

# 茨城県海面利用協議会の機能と関係機関の体系図



# 霞ヶ浦北浦における遊漁実態調査について(抜粋)

## 調査目的と方法

### 1. 目的

- 霞ヶ浦北浦で行われている遊漁及び湖上レクリエーションの現地調査を実施し、湖面の利用実態を把握する。併せて、遊漁者に対するワカサギ採捕禁止期間の周知活動や保護水面・禁止区域における注意指導などを行う。

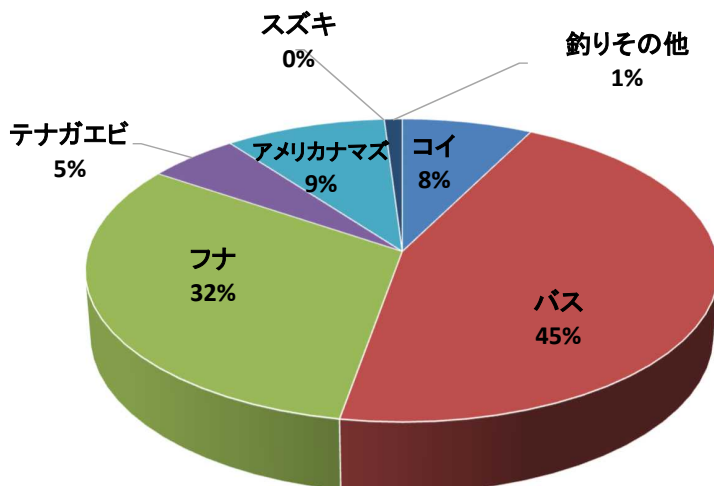
### 2. 調査日

時期	調査日	天候
G.W (ゴールデンウィーク)	令和5年4月29日 (土・祝)	晴れ 風速5. 3m/s

※コイ採捕禁止期間：5月11日～6月10日

## 結果 1 遊漁者数 (全体)

霞ヶ浦及び北浦(外浪逆浦を含む)の遊漁者数の種類別割合(%)



霞ヶ浦及び北浦(外浪逆浦を含む)の遊漁者数

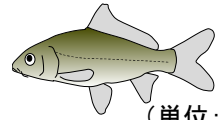
(単位:人)

釣り種類							合計 (人)
コイ	バス	フナ	テナガエビ	アメリカナマズ	スズキ	その他	
51	308	215	36	63	0	7	680

R5遊漁者数は680人で、釣り種類別割合はバスが約45%、フナが約32%、アメリカナマズが約9%、コイが約8%、テナガエビが約5%、その他が約1%であった。

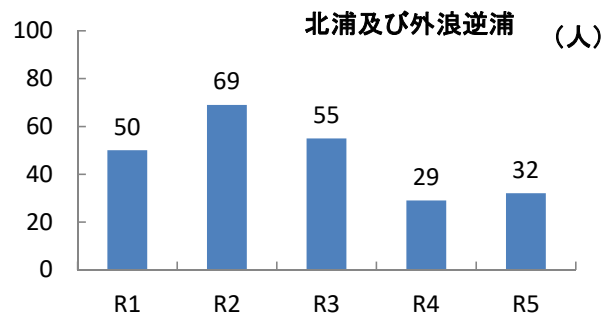
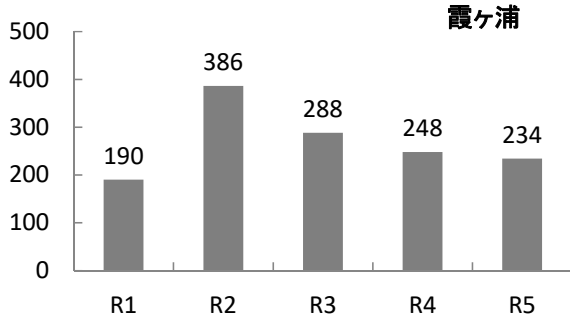


## 結果2 遊漁者数 (コイ・フナ)



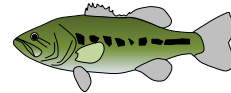
(単位:人)

コイ・フナ	霞ヶ浦					北浦及び外浪逆浦				合計
	土浦入		高浜入	玉造 ~麻生	計	行方側	鹿島側	外浪 逆浦	計	
	稲敷側	新治側								
R3	107	44	105	32	288	12	14	29	55	343
R4	25	89	99	35	248	3	4	22	29	277
R5	99	24	102	9	234	15	7	10	32	266



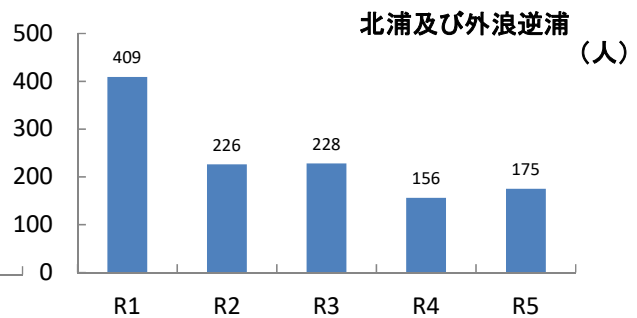
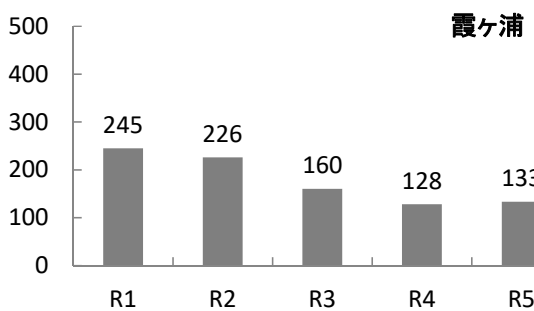
R5コイ・フナ釣りの遊漁者数は、霞ヶ浦ではR5は234人、北浦及び外浪逆浦では32人で合計で266人であった。

## 結果3 遊漁者数 (バス)



(単位:人)

バス	霞ヶ浦					北浦及び外浪逆浦				合計
	土浦入		高浜入	玉造 ~麻生	計	行方側	鹿島側	外浪 逆浦	計	
	稲敷側	新治側								
R3	69	31	17	43	160	128	59	41	228	388
R4	44	12	32	40	128	37	25	94	156	284
R5	66	19	20	28	133	67	31	77	175	308



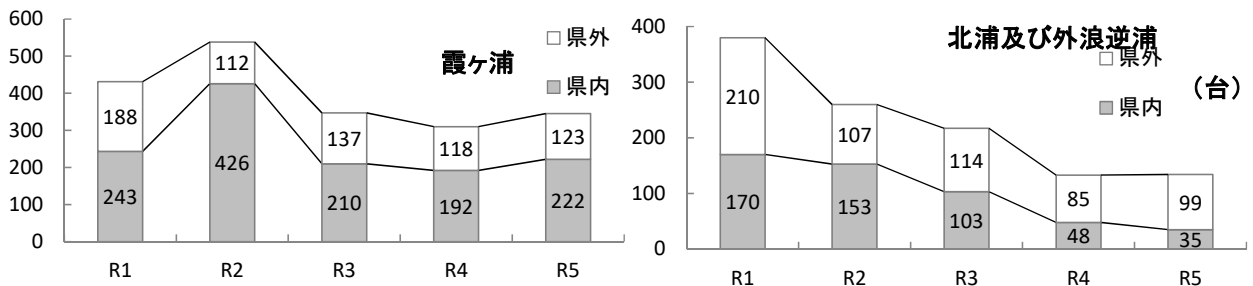
R5バス釣りの遊漁者数は、霞ヶ浦ではR5は133人、北浦及び外浪逆浦では175人で合計で308人であった。

## 結果4 来訪車両



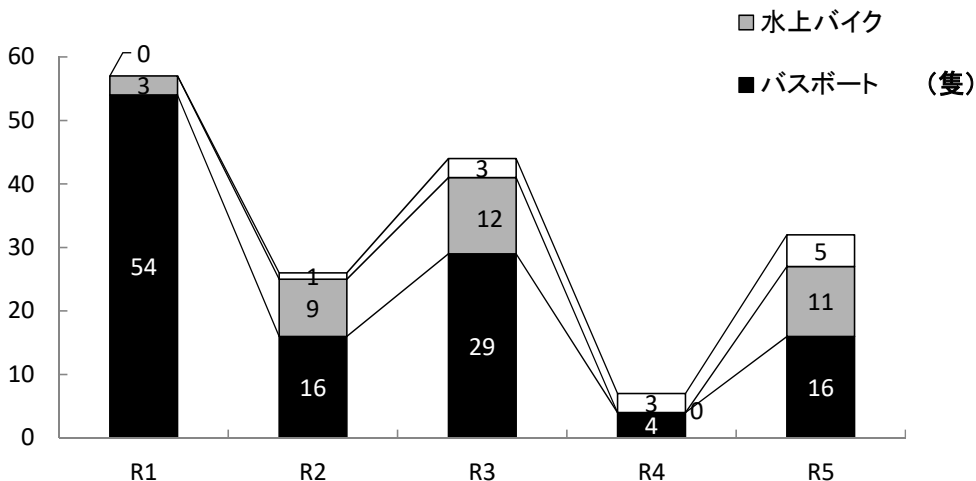
(単位:台)

来訪車両	霞ヶ浦					北浦及び外浪逆浦				合計
	土浦入		高浜入	玉造 ～麻生	計	行方側	鹿島側	外浪 逆浦	計	
	稲敷側	新治側								
R3 県内	63	34	90	23	210	39	29	35	103	313
R3 県外	66	20	21	30	137	61	28	25	114	251
R4 県内	15	56	89	32	192	9	7	32	48	240
R4 県外	32	23	29	34	118	21	16	48	85	203
R5 県内	95	24	92	11	222	15	12	8	35	257
R5 県外	59	15	26	23	123	42	17	40	99	222



R5来訪車両台数は、霞ヶ浦では345台（県内ナンバー222台、県外ナンバー123台）、北浦及び外浪逆浦では479台（県内ナンバー257台、県外ナンバー222台）であった。

## 結果6 湖上レジャー



その他・・・ウインドサーフィン、プレジャーボートなど



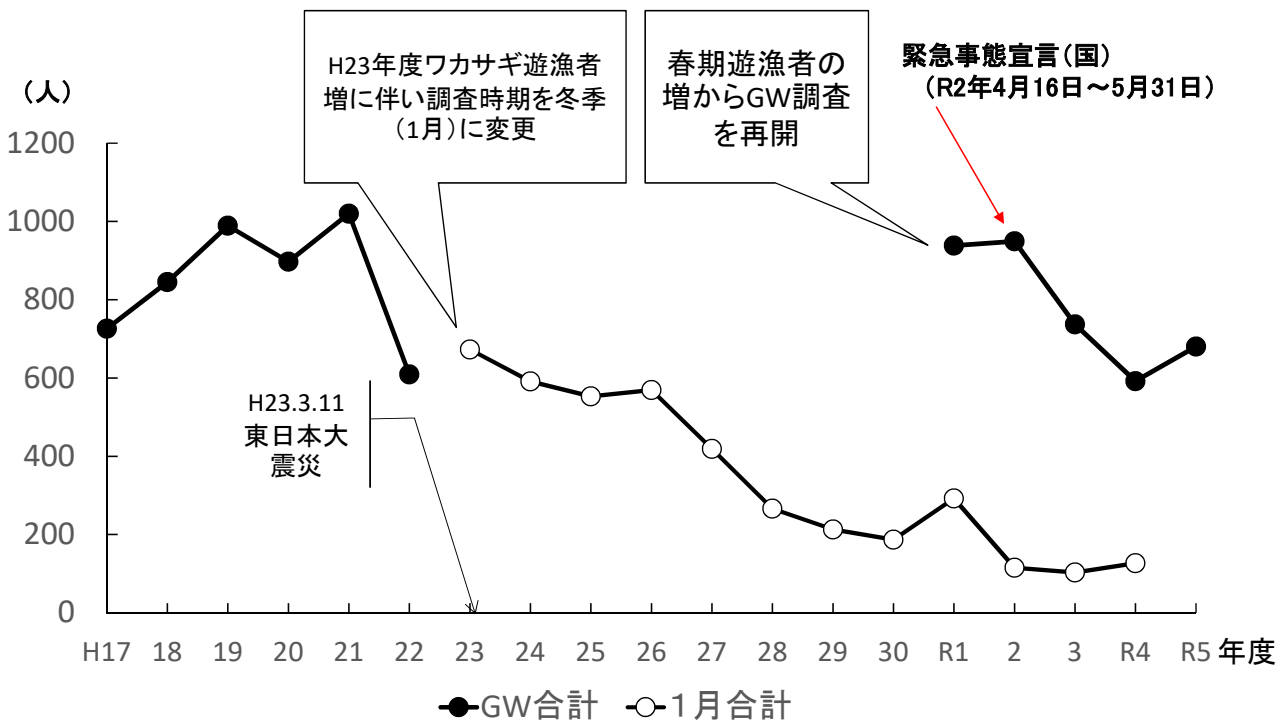
R5湖上レジャーの隻数は、32隻（バスポート16隻、水上バイク11隻、その他5隻）であった。

## まとめ

- R5春季遊漁調査は680人で、バス釣りが全体の約45%、フナ釣りが全体の約32%であった。
- また、R5年からテナガエビ・アメリカナマズ・スズキ釣りの調査を追加したが、テナガエビ釣りは全体の5%程度、アメリカナマズ釣りは10%程度であった。
- テナガエビ・アメリカナマズ・スズキ釣りの調査については、今後も引き続き実施し、霞ヶ浦北浦における遊漁及び湖上レジャーの実態把握を行っていく予定である。

### 【参考】

霞ヶ浦北浦における遊漁者数の経年変化(春季・冬季)



春季調査における遊漁者数の経年変化を見ると、R2以降減少傾向であったが、R5は増加した。

(写)

参考資料

霞水第 202 号  
令和 5 年 11 月 2 日

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
麻生漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
潮来漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合代表理事組合長 殿

各通

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長

令和 5 年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の開催について（通知）

このことについて、主要資源の保護対策の検討を行うため、下記のとおり資源利用協議会を開催します。

つきましては、開催内容をご確認いただくとともに、出席についてご配慮いただけますようお願いいたします。また、出席者につきまして、別添にご記入のうえ水産事務所まで FAX により、ご連絡いただけますようお願いいたします。

記

日 時：令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 2 時 00 分から

場 所：かすみがうら市農村環境改善センター 大会議室 ※別添案内図参照  
(住所：かすみがうら市坂 934-1/電話：029-896-1138)

議 事

- (1) 資源利用協議会設置運営要項の改正について（水産事務所）
- (2) 主要資源の状況について（水産試験場内水面支場）
- (3) 主要資源の保護対策について（水産事務所）
- (4) 霞ヶ浦北浦の漁業振興対策について（水産事務所）
- (5) その他

【問い合わせ先】

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所  
漁業調整課 担当（富永、谷中）  
電話：029-822-7269/FAX：029-822-0848

## (裏面) 昨年の開催・取組結果

令和4年 年末のトロール漁におけるワカサギ資源保護の取組について  
(霞ヶ浦地区)

茨城県水産試験場内水面支場  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

### (取組の経緯)

- 霞ヶ浦地区では、近年ワカサギ資源が減少傾向にあることから、令和4年 11 月 7 日に漁業関係者により資源利用について協議する資源利用協議会を6年ぶりに開催しました(写真1)。協議により、ワカサギ親魚を保護するためトロール漁(わかさぎ・しらうおひき網漁業)において、11月21日から12月31日までの間、ワカサギの遊泳層となる底層曳き(着底曳き)を自粛し、ワカサギを獲り控える初の試みが行われました。



写真1 資源利用協議会の様子

### (取組によるワカサギの入網状況)

- 当該期間中は、主にシラウオを狙った操業が行われ、獲れ具合に応じて、水面近くを曳網する表層曳き(浮かし)と漁網の浮力を調整し中層を曳網する中層曳き(沈み)の2種類の操業が行われました。ワカサギはその際に混獲される状況でした(写真2)。
- 操業日誌調査(計14隻)の結果から、各々の操業回数は、表層曳きが全体の56%(138回)、中層曳きが44%(107回)でした。
- ワカサギの入網量は、表層曳きが0.9kg/隻・時、中層曳きが3.0kg/隻・時と表層曳きでは、中層曳きに比較しワカサギが獲れる量が1/3と獲り控えの効果が大きいことが分かりました。また、当該期間中主な漁獲対象となったシラウオについては、表層曳き20.8kg/隻・時、中層曳き19.8kg/隻・時と差がほとんどなく、表層から中層まで広く分布し漁獲されました。



写真2 シラウオに混獲されたワカサギ

### (ワカサギ獲り控えの効果)

- 操業日誌を基に今回の取組の効果を試算すると、約6トンものワカサギが獲り控えられたものと推定されました。また、過去の調査結果から、12月の親資源の量は翌年7月のワカサギ資源に約3.5倍(重量)となって添加されると考えられ、今回の獲り控え6トンは翌年7月の資源に約23トンのプラス効果となるものと考えられます。
- 一方で、12月のワカサギ親魚の指数(CPUE)は、2.8kg/時間・隻と残念ながら前年を下回り、平成25年以降最低の水準となったことから(図1, 2)、まだまだ低水準であり、今後すぐに大幅な資源の増加が期待できる状況にはないことから、ワカサギ資源の持続的利用のためには、次年以降も引き続き今回のような取組を継続するとともに、表層曳の割合を増やすなどの工夫をすることでより大きな効果が期待できるものと考えられました。

霞ヶ浦ワカサギCPUE

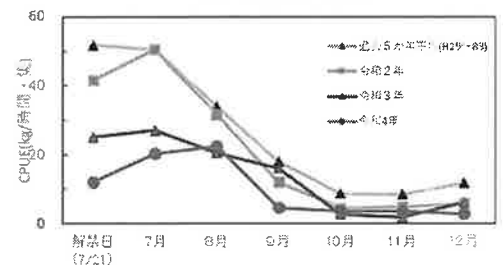


図1 霞ヶ浦ワカサギ CPUE の月推移

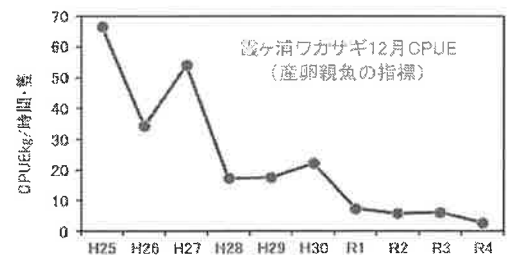


図2 12月のワカサギ親資源指標値の推移